

ともえ



函館商工会議所報

特集

パートタイム労働指針が変わりました

函館商工会議所 ホームページ <http://www2.hotweb.or.jp/hakocci/>

「ファクシ見〜る」FAX情報(0138)23-3636

にんげん、学ぶためにはお金がかかります。

頼れて、
テキパキ。

教育ローン

しんきんの「教育ローン」は、成長するあなたを応援します。

くわしくは、当店窓口へお気軽に。



Lhくみのローン

手続カンタン
スピード融資

目的ローン

マイカーローン

ビジネス・オート
ローン

★詳しくは窓口へ
お問い合わせ下さい。



・コミュニティバンク・

函館商工信用組合

本社 函館市千歳町9の6 ☎(代)23-2101

●湯川支店 ☎57-0572(代) ●上磯支店 ☎73-2308(代) ●美原支店 ☎46-9121(代)
●十字街支店 ☎26-5544(代) ●花園支店 ☎55-2110(代) ●富岡支店 ☎43-1311(代)

◆今月の表紙

函館港の開港140周年を記念して招聘した運輸省航海訓練所練習帆船「日本丸」。帆船の雄姿を楽しみに訪れた大勢の市民を前にセイルドリルが行われ、真夏の青い空に白い帆が輝いた。



ともえ

9月号
(通巻211号)

会議所のうごき

第4回会員懇親の集い
婦人会主催絵画・作文コンクール
みなみ北海道広域商工振興連絡協議会
湯の川温泉いさり火まつり
検定試験ご案内
入会有り難うございました
第4回大鹿児島展ご案内
労働基準法が改正されました
高齢者雇用促進月間
結核に関する講演会ご案内

2

ハイノ相談所です

融資制度ご案内
各種セミナーご案内
専門相談ご案内

8

パートタイム労働指針が 特集 変わりました!

10

情報すくらんぶる

フレッシュで行こう!

(株)札幌銀行函館支店 中津 美香さん

BOOKS&CD BEST10

ファクシ見~る情報メニュー

人を元気にする会社

12

16 みんなの相談室 税務・労務相談

ごあんない

観光コンベンション情報

DATA HAKODATE

18

ほか

視点

とんぼが飛び、コスモスの花やススキの穂も見えはじめ、いよいよ秋近しである。

それにしても今年の夏は異常なまでの暑さであった。この暑さで業績を上げた企業、逆に落ちた企業、悲喜こもごもだったようだ。この異常気象は地球温暖化の影響なのか、少し気になるところだ。

2年前の7月、大雨が降り国道5号の八雲付近が大きな影響を受け一時不通となった。その後は復旧作業も順調に進んでいるものとばかり思っていたが、今年7月の大雨により同じ箇所が再び不通となってしまった。特に今回は、迂回路の国道278号、229号も被害を受け通行止めとなり、函館を中心とする道南地域が陸の孤島となった。この事が各企業に与えた損害は金額的にも大変なものになると予想され、道路網の整備が如何に地域経済・生活に密着しているか改めて知らされた出来事であった。

今回の件で道民は「北海道はまだまだ公共投資が遅れている」と痛感しただろうが、中央の関係官庁の方々にもこの事を切に認識して頂き、国道の整備はもちろん、高速自動車道の整備などにも早急に取り組んでもらいたいものだ。

考えてみると国では、北海道の公共事業は特別扱いはしないと、整備は終わった等と言っているが、国道5号という幹線があの雨で不通となってしまった事実を見て、二度とこのようなことが起こらないようお願いしたい。

会議所の うごき

▼商品総額150万円の大抽選会も実施



第四回会員懇親の集い 由紀さおり・安田祥子 コンサート開催

本所への活動支援に対する感謝の気持ちを込めて3年に一度開催している会員懇親の集いが去る8月31日、市民会館大ホールにおいて開催されました。

4回目を迎えた今回は由紀さおりさんと安田祥子さん姉妹による心温まる童謡コンサート。

誰もが聴き覚えのある懐かしい曲を中心に姉妹が熱唱し、当日会場を埋めた千五百名の来場者を魅了しました。

また、チャーター便で行く北京・天津ペア旅行や家電製品など豪華賞品が当たる大抽選会も開催され好評のうち終了しました。

本所は今後も行動する会議所として地域商工業の振興発展のため、より一層積極的に諸事業を推進し、会員サービスの充実も図って参りますので、変わらぬご支援とご協力をお願いいたします。



▲観客を魅了した由紀・安田姉妹

▼開演に先立ち松本会頭が挨拶



議員異動のお知らせ(敬称略)

★職務を行う者の変更

◎三号議員(七月一日付)

日本通運(株)函館支店

(旧)支店長 橋本 行弘

(新)支店長 瀬川 光蔵

婦人会主催絵画・ 作文コンクール

全国商工会議所婦人会連合会・日本商工会議所・本所婦人会主催の「小学生(環境・ゴミ問題)作文・絵画コンクール」が今年で五回目を迎え、この度本所にて表彰式が行われました。

このコンクールは、現代の環境破壊やゴミ問題について、青少年に環境問題を考える機会を設け、そこから地域社会全体での環境教育の大切さを提案していく事を趣旨としております。今回は鍛神小四年の近藤なつみさんが婦人会会長賞を受賞、他九名が入選しうち五名が全国審査へ推薦されました。本所婦人会は今年創立三十周年を迎え、記念式典が九月十六日に、また婦人会全道大会が翌十七日に開催されます。

みなみ北海道広域商工 振興連絡協議会

去る八月二十七日、渡島・松山管内の商工会議所及び商工会で構成される「みなみ北海道広域商工振興連絡協議会」の平成十一年度第一回総会が奥尻町にて開催され、副会長である本所小笠原副会頭をはじめ二十八名が出席しました。

まず平成十年度事業報告では、商工振興対策として、地域の特産品や観光をインターネットを活用して紹介する情報発信事業への協力について報告されたほか、高速幹線道路や北海道新幹線、新規国際定期航空路など交通輸送体系の整備促進への取組みが報告されました。平成十一年度についてもこれら商工振興対策、交通輸送体系の整備促進を柱とし、国際化及び情報化対策として、サハリンに関する調査研究や天津との教育交流、公立はこだて未来大学開校へ向けての協力などへも引き続き取り組んでいくこととなりました。

湯の川温泉 いさり火まつり開催



湯の川温泉いさり火まつり実行委員会主催による第三十四回湯の川温泉いさり火まつりが八月二十一日・二十二日・二十三日に開催されました。

同まつりは、湯の川温泉への観光客の一層の誘致増大を図り地域の活性化を促進するため開催されており、今年もメインの花火大会の他、灯笼流し・巴太鼓演奏・よさこいソーラン踊り・歌謡ショー等多彩な企画とともに、温泉に感謝する目的で、採湯式・献湯行列・温泉奉納式等が行われました。

資金手当はお早めに!

民間金融機関の貸し渋りや長引く景気低迷により、中小企業を取り巻く経営環境は一段と厳しいものとなっております。

国、道、市では、資金繰りに苦しむ中小企業者を支援するため各種金融措置を講じております。

本所では、これらの制度資金をはじめとした金融相談を随時承っておりますので、お早めにご相談ください。

多数の方にお役立ていただいております。ご相談下さい。

無担保・無保証人のマルケイ資金 (小企業等経営改善資金融資制度)

●融資限度額 **550万円以内** (他に経済環境変化対策として別枠450万円但し平成12年3月31日まで)

●利率 **2.20%** (平成11年8月10日改定)

※制度の詳細は「ハイ相談所です」コーナーで紹介しております。

検定試験のご案内

第157回 試験日／平成11年10月24日(日)
珠算 受験料／1級2,040円 2級1,530円 3級1,330円 4・5・6級920円
検定試験 受付期間／9月3日(金)～9月21日(火)

4 級 試験日／平成11年11月28日(日)
ワープロ 受験料／3,060円
検定試験 受付期間／9月27日(月)～10月13日(水)

お申込み・お問い合わせは本所振興課 TEL23-1181 内線52へ

ご入会ありがとうございました

事業所名	代表者名	業種
浅草寿司	長尾 良治	すし店
(有)アップルコーポレーション	浅田 淳	不動産、飲食店、自動車販売
古美術あいかわ絹索堂	四十川 一彦	古美術品、古道具類売買
レストラン エルアペティエ	佐藤 周介	レストラン
齊藤鉄筋	齊藤 肇	鉄筋業
丸山水産	丸山 幸雄	いか酢づけ・粕づけ卸売
ルネッサンス イン だいもん	板橋 弘子	飲食業
(有)山陽通信	木村 武昭	電気通信
北日本ワープロ学院	若崎 均	ワープロ教室、コピー業

申込順・敬称略 本号では8月24日までにご入会の会員さんを紹介させていただきました。

丸井今井函館店 7階催事場

平成11年9月23日(木)～9月29日(水)

午前10時～午後7時30分(最終日午後4時)

かごしま特産品特別提供 観光宣伝コーナー開設 ミスかごしまによる観光案内 特産品・鹿児島ペア旅行が当たる抽選会

函館商工会議所と鹿児島商工会議所は平成4年10月に姉妹盟約を結び、様々な事業を通じ相互交流を図っています。今回開催される第4回大鹿児島展は、鹿児島県産品の紹介とザビエル上陸450周年記念事業、第22回日本文化デザイン会議99鹿児島(10月29～31日)のイベントPRも行います。

第4回大鹿児島展

主催：鹿児島商工会議所・(社)鹿児島県特産品協会・(社)鹿児島県観光連盟

緊急雇用安定地域の指定 平成12年7月9日まで延長

労働省では、昨年、地域雇用開発等促進法に基づき、経済的事情の変化により雇用に関する状況が急速に悪化している地域について、緊急雇用安定地域（道内では、旭川市、函館市、釧路市で1年間）として指定し、業種を問わない雇用調整助成金支給、特定求職者雇用開発助成金の支給、40歳以上の離職者に対する雇用保険の給付延長等の施策を講じるなど、地域の雇用状況に応じたきめ細やかな対策を講じてきました。

このたび、函館市の指定期間満了に伴い、引き続き失業の予防及び再就職の促進の措置を講ずる地域としての指定期間が、平成12年7月9日まで1年間の延長が決定されました。

この緊急雇用安定地域の指定延長に伴う施策等の内容については、ハローワーク函館までお問い合わせ下さい。

10月は「高齢者雇用促進月間」です。

高齢者の経験・知識を有効活用しましょう

急速な高齢化社会の到来を迎え、高齢者の雇用就業の場の確保は重要な課題です。

国においても高齢者のための総合的雇用対策を推進していますが、高齢者の雇用を促進するためには、事業主各位のご理解とご協力が必要です。

ハローワーク函館には、多くの高齢者の方が、仕事のを求めています。高齢者の方を安定所の紹介により常用雇用した場合、援護制度もありますので、高齢者の雇用促進にご協力をお願いいたします。

なお、「高齢者雇用促進月間」中の各種行事の詳細につきましては、ハローワーク函館までお尋ね下さい。

「高齢者雇用就業パネル展」の開催

- (1) 期間 平成11年10月12日(火)～10月15日(金) 8:45～17:15
- (2) 場所 函館市役所 1階市民ホール
(函館市東雲町4-13 TEL21-3111)
- (3) 内容
- ① 人口の高齢化の状況、高齢者の雇用就業の仕組み、就業関係制度等に関するパネルの展示
 - ② 安定所職業相談コーナーの設置
 - ③ 社会保険労務士による無料相談コーナーの設置
(公的年金の受給手続き・労務管理・労働時間管理等)
 - ④ シルバー人材センターの仕組みと仕事等のパネル・写真の展示
 - ⑤ シルバー人材センターの会員制作による籐・手芸作品の展示
 - ⑥ シルバー人材センターに関する相談コーナーの設置

ハローワーク函館公共職業安定所
函館市新川町25番18号 TEL 0138-26-0735

労働基準法が改正されます

※平成11年10月1日から時間外労働等行ったときの割増賃金を計算するとき基礎になる賃金から住宅手当が除外されます。

※平成12年4月1日から特例措置対象事業場（規模9人以下の商業、保健衛生業、接客娯楽業等）の1週間の法定労働時間が46時間から44時間になります。特例措置対象事業場以外は現在40時間で変更ありません。

詳しくは、函館労働基準監督署まで
電話（23）1276

はこだて「いい市場の日」のご案内

函館市では、本所始め各関係機関と連携の上、当市小売業の特色の一つである市場の振興と、市民に市場の良さを再認識してもらうことを目的に、市内小売市場に呼び掛けた統一イベントとして10月第2土曜日を「いい市場の日」と定め、下記のとおり各参加市場とともに各種事業を展開しています。

1. 会 期 平成10年10月9日(土)〈10月第2土曜日〉
2. 主 催 等 函館市・いい市場の日実行委員会
3. 参加市場 函館朝市協同組合連合会
渡島そ菜農業協同組合
函館自由市場協同組合
中島町商店街振興組合
函館本町市場商業協同組合
五稜廉売
美原商業協同組合(エフロード)



「結核緊急事態宣言」講演会開催のお知らせ

結核は、昔の病気ではありません。現在の日本では国内最大の伝染病です。厚生省では7月26日「結核緊急事態宣言」を発表し国民の皆様には正しい理解と定期健康診断の受診をよびかけております。職場内での結核の発生は、本人だけでなく従業員の皆さんや取引先の方などにも感染の危険にさらす可能性のある病気です。結核について身近な問題としてとらえ正しい知識を理解していただくため、下記により講演会を開催しますので、多数の方々のお出席をお待ちしております。

また、同日会場内において「市民健康まつり」が開催され、日頃職場検診などの健康診断の機会のない方のためにレントゲン検査（無料）や健康相談等も行っております。ぜひ皆様お誘いあわせのうえお越しください。

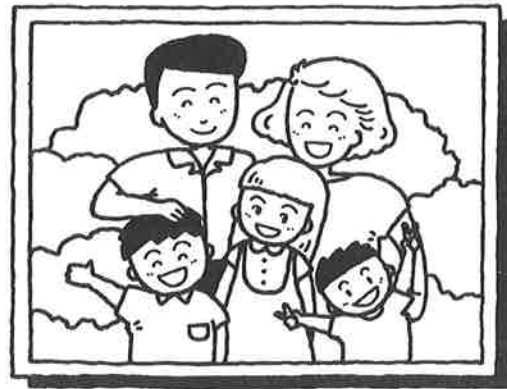
- 日 時 平成11年10月3日(日)
午前10時30分～午前11時30分
- 講 師 市立函館病院 呼吸器科長 渡邊 英明 氏
- 演 題 「結核緊急事態宣言－結核とはどんな病気？－」
- 場所等 サンリフレ函館（入場無料）
- お問い合わせ 〒041-0001 函館市五稜郭町16番1号
市立函館保健所保健予防課感染対策係 担当/山本 電話(32)1539

生命共済 新規加入 キャンペーン実施中

割安な掛金で大きな保障と安心を!

◇この制度の特徴◇

1. 割安な負担で高額な保障が得られます。
2. 簡単な手続き(診査なし)でご加入いただけます。
3. 保険期間が1年ごとですから経済の変動に対処しやすい制度です。
4. 1年後に剰余金があれば配当金として戻ります。
5. 税法上の特典があります。



※詳しくは担当推進員がお伺いいたしますので、ご検討の程よろしくお願いたします。

35歳の男性が次のコースにご加入されると〈参考例〉

	5口	10口
病気による死亡保険金	500万円	1,000万円
不慮の事故による死亡・災害保険金	1,000万円	2,000万円
不慮の事故による障害給付金	50~500万円	100~1,000万円
不慮の事故による入院給付金	(1日につき)7,500円	(1日につき)15,000円
月 額	1,945円	3,890円

☆お申し込み、お問い合わせにつきましては下記までお電話願います。

市内商工会議所登録会員企業をバックアップする

〒040-0063 函館市若松町15-7-61(北洋ビル6F)

函館商工会議所 会員課共済担当

TEL0138-23-1181(代)

融資

講習会

セミナー

各種相談業務

中小企業相談所

ハイ!

相談所です

中小企業相談所では企業経営に係るあらゆる問題に対応する体制を整え相談をお受けしております。また業務等の関係から来所出来ない場合につきましては、ご連絡をいただければ事業所に訪問させていただき相談をお受けいたしますので、お気軽にご利用ください。

無担保・無保証人マル経資金(小企業等経営改善資金)制度

■融資限度額 550万円以内 (他に経済環境変化対策として別枠450万円但し平成12年3月31日まで)

■利率 2.20% (平成11年8月10日改定)

融資の条件

- 融資期間…運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6カ月以内を含む)但し平成12年3月31日まで
- 担保・保証人…一切不要(信用保証協会の保証も不要です)
- ※ただし、環境衛生関係業種(飲食店、喫茶店、食肉販売、氷雪販売、理容、美容、興業場、旅館、浴場、クリーニング)の方は、運転資金のみで設備資金は利用できません。

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員の数が製造業等では20人以下、商業・サービス業では5人以下。(個人の家族従業員・法人の役員は除きます)
- 函館商工会議所地区内で1年以上引続き事業を行っていること
- 従前(原則として6カ月以前)から函館商工会議所の経営指導を受けていること
- 所得税、事業税、住民税について納期の到来している税金を全て完納していること
- ※上記とは別に新規開業の方の申込みも可能ですが、要件等詳細はご相談下さい。(但し限度額550万円以内、平成12年3月31日まで)

中小企業大学校旭川校【道南教室】

21世紀に向けた道南地域の活力向上策

道南地域への提言・水産と観光の課題と方向性

- 対象者 中小企業の経営者・管理者・後継者・従業員
- 定員 40名
- 期間 平成11年11月9日(火)～10日(水)
- 会費 函館国際ホテル
- 受講料 **22,000円(税込)**

お申込み・お問い合わせは、本所相談課 TEL23-1181へどうぞ

今月の移動相談室は9月22日(水) 午前9時30分～午後4時30分
日本団体生命ビル3F(本町8-18)で開催します。お気軽にご来室下さい。

これからのセミナー・講演会

やわらか頭がお客をつかむ

～つい嘆きたくなるような世の中こそ、実は宝の山!!

主婦のものぐさにして商売繁盛～

- 日 時 平成11年9月27日(月) 午後1時30分～3時30分
- 場 所 本所会議室
- 講 師 経営コンサルタント 大内俊一氏
- 定 員 70名
- 受講料 無料(会員)

キャッシュフロー経営入門講座

～「キャッシュフロー経営」は「勘定合って銭足らず」にならないよう
強い会社をつくるために必要不可欠です～

- 日 時 平成11年10月8日(金) 午後1時30分～3時30分
- 場 所 本所会議室
- 講 師 経営コンサルタント 林忠史氏
- 定 員 60名
- 受講料 1名につき 1,000円(一般3,000円)

お申込み・お問い合わせは、本所指導課(TEL23-1181)まで

相談
無料!

個別
専門
ご案内
相談

経営相談	実施日/10月13日(水) 13:00～16:00
相談員/公認会計士	斉藤 瞭氏
法律相談	実施日/9月24日(金) 13:00～16:00
相談員/弁護士	大井 勇氏
発明・商標相談	実施日/10月14日(木) 10:00～16:30
相談員/弁理士	細井 貞行氏

相談は予約制になっておりますので、あらかじめ電話にてお申し込み下さい。(電話23-1181・内線68)

無料

発明・商標相談

- ★函館商工会議所において、毎月第3水曜日に開催しています。
- ★お急ぎの場合は、当事務所でも直接相談を受け付けています。
- ★実用新案、意匠、権利侵害、調査、外国出願等のご相談もどうぞ。

◆私たちが皆様からのご相談にお答えします◆

函館の皆様と共に30年

英知特許事務所

(旧名称・早川特許事務所)

所長弁理士 早川政名 弁理士 長南満輝男

弁理士 細井貞行 弁理士 石渡英房

東京都文京区白山5-14-7 早川ビル 電話 03-3946-0531 FAX 03-3946-9290

5 パートタイム労働者が退職時に請求したときは、証明書を交付しなければなりません。

パートタイム労働者が退職に際し、退職事由等について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければなりません。(労働基準法第22条)

6 パートタイム労働者にも、健康診断を実施しなければなりません。

パートタイム労働者に対しても、次の健康診断をはじめ、必要な健康診断を実施しなければなりません。(労働安全衛生法第66条)

-【実施しなければならない主な健康診断】.....
- ① 常時使用するパートタイム労働者に対する雇入時健康診断、定期健康診断（1年以内ごとに1回）
 - ② 深夜業等に常時従事するパートタイム労働者に対する健康診断（配置転換時及び6ヶ月以内ごとに1回）
 - ③ 一定の有害業務に乗り従事するパートタイム労働者に対する特殊健康診断

7 妊娠中・出産後のパートタイム労働者には、特別な措置が必要です。

妊娠中及び出産後のパートタイム労働者に対しては、次の措置をはじめ、必要な措置を講じなければなりません。(労働基準法、男女雇用機会均等法第22・23条)

-【講じなければならない主な措置】.....
- ① 産前産後休業
 - ② 通院時間の確保
 - ③ 医師等の指導事項を守れるようにするための勤務時間の短縮、勤務の軽減等

8 パートタイム労働者にも、育児休業・介護休業の制度等を講じなければなりません。

育児・介護を行うパートタイム労働者に対しては、次の措置を講じなければなりません。(育児・介護休業法)

-【講じなければならない措置】.....
- ① 育児休業・介護休業
 - ② 小学校就学前の子を養育する者、家族を介護する者に対する深夜業の制限
 - ③ 1歳未満の子を養育する者、家族を介護する者に対する勤務時間の短縮等

9 パートタイム労働者には、通常の労働者への応募に関する情報をあらかじめ周知してください。

事業主は、通常の労働者を募集しようとするときは、あらかじめ、通常の労働者の募集を行うことや、募集の内容についてパートタイム労働者に周知させるよう努めなければなりません。また、現に雇用する同種の業務に従事するパートタイム労働者に対して、優先的に応募の機会を与えるよう努めなければなりません。

10 短時間雇用管理者を選任し、その氏名を周知してください。

事業主は、常時10人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに、短時間雇用管理者を選任するよう努めなければなりません。また、短時間雇用管理者の氏名をパートタイム労働者に周知させるよう努めなければなりません。

パートタイム労働指針が 変わりました! 特集

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(パートタイム労働指針)が改正され、本年4月1日より適用となっております。

パートタイム労働者の「適正な労働条件の確保」「雇用管理の改善」に関して下記の改正指針のポイントに基づき事業主が講ずべき措置について十分ご理解の上、適切な措置を講ずるよう努めて下さい。

なお、本所では既報の通り本年4月1日付で労働省北海道女性少年室より「短時間労働者雇用管理改善等事業実施団体」の指定を受け、パートタイム労働者の雇用管理改善等に係る事業を推進しており、今後パートタイム労働者に関するアンケート調査・講習会等の開催、パートタイム労働者雇用に関する参考資料の作成・配布等々の事業を実施してまいりますのでご協力方よろしくお願い申し上げます。

1 労働条件は、文書で明示してください。

労働契約の締結に際しては、次の項目に関する事項等を明らかにした文書を交付してください。(モデル様式はP.8をご覧ください。)

特に①～⑩に関する事項については、必ず文書で明示しなければなりません。

(労働基準法第15条)

-【明示すべき主な労働条件】.....
- ① 労働契約の期間
 - ② 就業の場所
 - ③ 従事すべき業務
 - ④ 始業・就業時刻
 - ⑤ 所定時間外労働の有無
 - ⑥ 休憩時間
 - ⑦ 休日・休暇
 - ⑧ 就業時転換
 - ⑨ 賃金(⑫を除く。)の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期
 - ⑩ 退職
 - ⑪ 昇給
 - ⑫ 退職手当、賞与等
 - ⑬ 休日労働の有無
 - ⑭ 所定時間外労働・休日労働の程度
 - ⑮ 安全衛生
 - ⑯ 教育訓練
 - ⑰ 休職
-

2 就業規則を作成・変更するときは、パートタイム労働者の過半数を代表するものの意見を聴いてください。

パートタイム労働者に適用される就業規則を作成・変更するときは、事業主は、パートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くよう努めなければなりません。

また、パートタイム労働者の過半数を代表する者に対しては、不利益な取扱いをしてはなりません。

3 パートタイム労働者にも、年次有給休暇を与えなければなりません。

パートタイム労働者に対しては、P.7の表に定める日数の年次有給休暇を与えなければなりません。(労働基準法第39条)

4 パートタイム労働者にも、解雇するときは予告をしなければなりません。

パートタイム労働者に対しても、解雇しようとするときは、30日前に予告するか、30日分の平均賃金を支払わなければなりません。(労働基準法第20条)